政　令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十三号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第四項、第六項から第八項まで及び第十二項並びに第十条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第六条の四まで」及び「第六条の五まで」を「第六条の六まで」に、「第六条の十三」を「第六条の十四」に、「及び第六条の五第十五項」を「、第六条の五第二項及び第七項並びに第六条の六第十七項」に改め、同条第三項中「第六条の五第一項第七号」を「第六条の六第十八項第五号」に、「及び第六条の五に」を「、第六条の五及び第六条の六に」に改め、同条第四項中「。第六条の四」の下に「及び第六条の五」を加え、「及び第六条の四第一項」を「、第六条の四第一項及び第六条の五」に改める。

第六条の三第六項中「第六条の五第一項第三号」を「第六条の六第十八項第一号」に改め、同条第七項中「第六条の五」を「第六条の六」に改め、同条第十項中「及び第六条の五第十五項第一号」を「、第六条の五第七項並びに第六条の六第九項、第十項及び第十七項第一号」に、「第六条の五第九項」を「第六条の六第九項」に改め、「及び同条第九項」を削り、同条第十四項中「第六条の五第十二項」を「第六条の六第十三項」に改め、同条第十五項中「第六条の八第一項第七号」を「第六条の九第一項第七号」に、「第六条の七第一号ニ」を「第六条の八第一号ニ」に改め、同条第十九項第一号ロ中「第六条の八第一項第六号」を「第六条の九第一項第六号」に、「第六条の十」を「第六条の十一」に改め、同条第二十二項中「並びに第六条の五第一項及び第十四項」を「、第六条の五並びに第六条の六第十六項及び第十八項第五号」に改める。

第六条の四第一項第二号中「同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合（」を「同条第四項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の」に改め、「これらの号に定める」を削り、「次項第二号において同じ。）に」を「同号において「異動を生じた場合」という。）に」に改め、同条第二項第二号中「同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合」を「異動を生じた場合」に改め、同条第三項中「同項各号に掲げる場合に該当することとなつた」を「同項に規定する異動を生じた」に、「その該当することとなつた」を「その異動を生じた」に改める。

第六条の十三第一項中「第六条の八第一項第一号」を「第六条の九第一項第一号」に、「者と」を「法人並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるものとして総務省令、財務省令で定める法人と」に改め、同条第二項第二号中「第六条の六第一項第五号に」を「第六条の七第一項第五号に」に改め、同号イ中「第六条の六第一項第五号イ」を「第六条の七第一項第五号イ」に改め、同号ロ中「第六条の六第一項第五号ホ」を「第六条の七第一項第五号ホ」に改め、同条第三項第一号中「第六条の五第五項」を「第六条の六第五項」に改め、同項第二号中「第六条の五第八項」を「第六条の六第八項」に改め、同条を第六条の十四とする。

第六条の十二を第六条の十三とする。

第六条の十一第一項中「第六条の六第二項」を「第六条の七第二項」に改め、同条第二項中「第六条の五第一項第六号及び第十五項」を「第六条の六第十七項及び第十八項第四号」に、「同号」を「同項第三号」に改め、「第七号」の下に「並びに第六条の六第十七項第一号」を加え、「、第六条の五第一項第六号中「平成二十九年以後」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「平成二十九年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同条第十五項第一号中「平成二十八年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と」を削り、「とする」を「と、同条第十八項第四号中「平成二十九年以後」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「平成二十九年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」とする」に改め、同条を第六条の十二とする。

第六条の十を第六条の十一とし、第六条の九を第六条の十とする。

第六条の八第一項第七号中「を除く。）の」を「その他相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域を除く。第十一号において同じ。）の」に、「第六条の六第一項第四号」を「第六条の七第一項第四号」に改め、同項第十号中「法第十条の五第一項若しくは第三項の届出書の提出をする」、「の当該提出の日又は報告金融機関等の第六条の三第十二項の規定による法人既存特定取引契約者（同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約者をいう。以下この号において同じ。）の確認をする日を含む事業年度」及び「又は法人既存特定取引契約者」を削り、同項に次の一号を加える。

十一　その設立の日以後二年を経過していない法人であつて、その事業を開始していないもの（外国の法令に準拠して設立された第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者に類する法人を除く。）

第六条の八を第六条の九とし、第六条の七を第六条の八とし、第六条の六を第六条の七とする。

第六条の五第一項を次のように改める。

報告金融機関等は、法第十条の五第七項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次項及び第四項から第八項までの規定の適用がある場合を除く。）には、同条第二項の特定取引を行つた者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。第六条の五第二項中「に係る同条第二十四項第五号に規定する」を「（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。）に係る」に、「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（同号イ」を「新情報（同条第二十四項第五号イ」に、「同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報」を「新情報」に改め、同項第二号中「当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域のほか、」を削り、同条第三項中「場合には」を「ことにより」に、「、法第十条の五第三項」を「第一項」に、「をするよう求めなければならない。この」を「の要求をした」に改め、「、当該報告金融機関等は」を削り、「第六条の三第一項」を「同条第一項」に改め、同項第一号中「第一項第三号」を「第十八項第一号」に改め、同項第二号中「第六条の三第二十四項第五号に規定する住所等所在地国情報（第六項及び第十一項において「住所等所在地国情報」という。）に掲げるもののうち総務省令、財務省令で定める情報に限る。）」を「新情報」に改め、同条第四項中「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十四項第五号イ」を「新情報（同条第二十四項第五号イ」に、「情報に」を「新情報に」に改め、同条第五項中「法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十四項第五号ロ」を「新情報（同条第二十四項第五号ロ」に改め、同条第六項中「第六条の三第八項」の下に「（同条第十八項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「により個人既存高額特定取引契約者」の下に「（第六条の三第二十四項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取